

## 平成26年度配水管布設工事入札参加資格者の格付について

### 1. 基本的な考え方

指名競争入札を当面採用するのは、ライフラインとしての水道の重要性に鑑み、災害時の速やかな復旧、将来に向けての業者の育成・技術力向上の必要性からであり、漏水修繕業務施工実績を加味したランク付けとする。**また、今年度より優良工事施工業者表彰の受賞者に対して考慮したランク付けとする。**

### 2. 格付対象業者

格付の対象となる業者は、平成25・26年度入札参加資格者名簿の水道施設工事業(配水管布設工事)に登載された建設業者とし、松江市内に本店又は契約を締結する権限を有する支店等営業所を持つ者とする。

### 3. 格付けの基本的な方法

格付については、A、B、C の3区分とし、その基本的な方法については次のとおりとする。

#### (1) 経営事項審査点(60点):

1050点を60点満点として、 $17.5 (= 1050 \div 60)$ を除いて60点換算(60点まで)

ランク分けの基準となる経営事項審査結果は、H26.4.1に有効な経営事項審査の総合評定値通知書の値に基づくものとする。(経営事項審査結果通知書の有効期間に切れ間があってはならない。)

#### (2) 竣工検査点(30点):

①格付け対象者ごとに平成25年度に竣工した130万円以上の配水管布設工事(入札分)の竣工検査点の平均点を算出する。(=合計点/落札件数)

ただし、工事の規模・難易度を勘案し、請負額2500万円以下の工事については、検査点を0.9掛けした値を検査点とする。

②算出した平均点より54点減じた値を竣工検査点とする。(27点まで)

③平成25年度に実施した上下水道局優良工事施工業者表彰[水道施設建設工事]の受賞者へ3点を加点する。

#### (3) 社会性(10点)

①[基本的な考え方]に基づき、平成25年度漏水修繕業務受託契約者に加点する。

東出雲上水道を除く上水道(松江簡易水道含む)分契約者に5点。

東出雲上水道あるいは各支所簡易水道分契約者に3点。

②平成25年度に実施した上下水道局優良工事施工業者表彰[ライフライン維持管理業務]の受賞者へ2点を加点する。

#### (4) その他

○平成25年度に竣工した130万円以上の配水管布設工事(入札分)実績のない業者について

て、4. 格付に示す総合点がA又はBランクの基準にある場合は1ランク落としたランクに格付けする。**(ただし、直近の過去2年間の上下水道局優良工事施工業者表彰において、連続して受賞した者を除く。)**

○検査点の算定対象となる配水管布設工事(入札分)の落札契約実績が平成26年度にわたる工事だけの者については、経営事項審査点の大幅な下落がなければ25年度格付と同等の能力を持つとみなし、ランクは落とさない

○防災協定未締結業者は

1. 点数該当ランクより1ランク下げる
2. Cランクの場合、指名回数を通常の半分以下に制限する。

○Aランク業者は、平成25年度漏水修繕契約を締結し、修繕実績を持つ者に限るものとする。

○有効期間の切れ間なく、経営事項審査の結果通知書を得ていることが、上下水道局の入札に参加するためには必要です。新たに経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が届き次第、管財入札課入札係まで写しを提出するものとする。(別紙「経営事項審査結果の提出について」参照)

○年度途中における新規格付及び格付変更は行わないものとする。

○2. に定める格付対象事業者の基準に合致しなくなった場合は、格付表から抹消するものとする。抹消された事業者が再び基準に合致したとしても、同年度内の格付けは行わない。

#### 4. 格付

経営事項検査点、竣工検査点及び社会性の点数を合計し、総合点とする。

総合点により下表のとおり格付けする。

Aランク=65点超とする。

Bランク=65点以下45点以上とする。

Cランク=落札契約実績が無いか45点未満の業者。

(「等級区分を定めたときの基準」入札契約適正化指針)

**赤字:H26追加**

(別紙)

## 経営事項審査結果の提出について

### 管財入札課入札係

建設業法第27条の23において、建設業者が国や地方公共団体等が発注する一定の公共工事を請け負うために、経営事項審査の受審を義務付けています。経営事項審査の有効期限は、同法施行規則第18条の2により審査申請直前の決算日（審査基準日）から1年7か月間です。

つまり、公共工事の受注（発注者と契約を締結すること）には、契約締結日の1年7カ月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けていることが必要です。

これは、公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。

そのため、新たに経営事項審査を受けられた場合、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が届き次第、速やかに管財入札課入札係まで写しを提出してください。

有効期間の切れ間なく、経営事項審査の結果通知書を得ていることが、上下水道局の入札に参加するためには必要です。

上下水道局へ未提出の場合、入札に参加できませんのでご注意ください。

**配水管布設工事入札参加資格者格付表**  
(平成26年度)

格付	業者名	所在地	総合点
A	山陰クボタ水道用材(株)	松江市平成町182番地15	92.0
	山陰酸素エンジニアリング(株)	松江市平成町182-29	88.2
	新和設備工業(株)	松江市平成町182番地22	81.9
	シンセイ技研(株)	松江市平成町182番地37	81.2
	アクアシステム(株) 松江支店	松江市八幡町896-2	79.3
	(株)太陽水道工事	松江市学園南1丁目16番6号	78.1
	(株)豊和設備	松江市東津田町1205番地3	78.0
	島根水道(株)	松江市宍道町佐々布213番地25	73.8
	(株)大湖設備	松江市浜乃木5丁目10番3号	73.1
	山陰水道工業(株)	松江市母衣町83番地6	71.0
	松江管工(有)	松江市東朝日町207番地1	70.9
	柳楽技研(有)	松江市湊北台5番23号	70.5
	石田電気水道(有)	松江市東朝日町82番地4	69.0
	(株)電設サービス 松江営業所	松江市東朝日町207-1	68.2
B	(有)宇都宮工業	松江市竹矢町1212	64.1
	(有)ホクヨウ	松江市西忌部町35番地2	59.7
	一畑住設(株)	松江市宍道町白石229番地23	59.1
	(有)三原住設工業	松江市東出雲町揖屋150番地4	58.7
	泉空調設備(有)	松江市東出雲町揖屋2105番地17	58.4
	(有)福原土木水道工業所	松江市西津田5丁目6番17号	56.7
	山陰冷暖(株) 松江営業所	松江市西津田2丁目12番43号	54.7
	八束設備工業(株)	松江市西尾町11番地1	54.2
	山陰温調工業(株)	松江市矢田町250番地105	54.1
	(有)平石工業	松江市島根町野波392番地6	51.9
	(有)コタニ	松江市鹿島町御津670番地5	49.4
	(有)協和工業	松江市下東川津町620番地	48.8
	(有)花本工業	松江市美保関町森山1668-3	48.0
	(有)丸エム	松江市島根町大芦1470番地	47.5
	松栄設備(株)	松江市東出雲町出雲郷1643番地	46.2
C	(株)中電工 島根統括支社	松江市西津田4丁目7番10号	60.0
	(有)三島工業所	松江市八雲町日吉282番地14	49.6
	(株)増原産業建設	松江市宍道町白石1833番地1	37.5
	(有)共伸工業	松江市坂本町19番地2	36.8
	(株)トウケン	松江市東出雲町錦浜583番地16	36.2
	(有)高見水道 松江営業所	松江市雑賀町247	32.7
	(有)アイテックいとかわ	松江市宍道町東来待1966番地9	31.5
	松江電水工業(株)	松江市西津田1丁目1番26号	29.5